



福島県内の
社会福祉施設等を
応援します！



令和8年度共同募金 による令和9年度配分 助成団体募集

＜注＞ 今回の申請受付は令和9年度に実施する事業が対象となります！

■ 応募期間

令和8年4月1日(水)
～ 5月29日(金)

■ 応募方法

所定の様式に必要な書類を添付の上、申請してください。

■ 助成額

最大 **300万円**

※助成額は事業内容によって異なります。



助成対象

- ① 福祉施設（事業所）の整備
社会福祉法人福島県共同募金会 配分規程第2条に定める事業者（福島県内において地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者※）
※詳細は申請要領をご覧ください。
- ② 福祉団体の支援
県域を活動範囲とし、自助努力では事業に要する資金の確保に困難をきたしている団体
- ③ 広域福祉の推進
福島県社会福祉協議会
- ④ 地域福祉基盤整備
市町村社会福祉協議会
- ⑤ 小規模作業所又は地域活動支援センターの運営支援
障がい者小規模作業所又は障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター
- ⑥ 障がい者自立生活センターへの配分
障がい者自立生活センター

赤い羽根ふくしま 助成金オンライン説明会

■ 日時

- ① 4/15 14:00～ 福祉施設向け
- ② 4/16 14:00～ NPO団体向け

■ 参加方法

以下のフォームよりお申し込みください【締切：4/10】

<https://forms.office.com/r/8qAcDGiNSx>



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

社会福祉法人 福島県共同募金会



申請書の提出・問い合わせ先

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地
TEL 024-522-0822/FAX 024-528-1234
<https://akaihane-fukushima.or.jp/>

令和8年度共同募金による令和9年度配分 募集概要

詳細は、福島県共同募金会ホームページの「申請要領」をご覧ください。

■対象事業

- ① 福祉施設（事業所）の整備
 - ・ 建物の増改築又は修繕
※法人所有でない建物の場合は軽微な修繕のみ
 - ・ 車両整備（※中古車・未使用車を除く）
 - ・ 備品等の購入
 - ・ 防災・減災事業
 - ・ 地域公益活動
- ② 福祉団体の支援
福祉課題への理解を広める啓発活動、地域住民や福祉関係者等を対象とした講演会・研修会の開催、会報作成等の情報提供、活動に必要な備品整備など
- ③ 広域福祉の推進
「福島県社会福祉協議会活動推進計画」の具現化に向けた事業
- ④ 地域福祉基盤整備
 - ・ 車両の購入（※中古車・未使用車を除く）
 - ・ 備品等の購入
 - ・ 安全・安心なまちづくりの支援
 - ・ 地域のつながりの維持・構築を目的とした活動の支援
- ⑤ 小規模作業所又は地域活動支援センターの運営支援
障がい者小規模作業所又は障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターに対する経常費（運営費）
- ⑥ 障がい者自立生活センターへの配分
備品購入又は新規事業の立ち上げ、修繕など

■助成額

- ① 福祉施設（事業所）の整備
 - ・ 建物の増改築又は修繕
上限300万円（総事業費の75%以内）
 - ・ 車両整備
上限300万円（車両本体価格※の75%以内）
※登録諸経費を除いた額。付属品・特別仕様等も含む。
 - ・ 備品等の購入
上限300万円（総事業費の75%以内）
 - ・ 防災・減災事業
上限100万円（総事業費の90%以内）
 - ・ 地域公益活動
上限50万円（総事業費の50%以内）
- ② 福祉団体の支援
上限30万円（総事業費の75%以内）
- ③ 広域福祉の推進
総事業費の75%以内
- ④ 地域福祉基盤整備
 - ・ 車両の購入
上限170万円（車両本体価格※の75%以内）
※登録諸経費を除いた額。付属品・特別仕様等も含む。
 - ・ 備品等の購入
上限100万円（総事業費の75%以内）
 - ・ 安全・安心なまちづくりの支援
上限100万円（総事業費の90%以内）
 - ・ 地域のつながりの維持・構築を目的とした活動の支援
上限100万円（総事業費の90%以内）
- ⑤ 小規模作業所又は地域活動支援センターの運営支援
利用者10人未満：20万円
利用者10人以上：25万円
- ⑥ 障がい者自立生活センターへの配分
上限50万円（総事業費の75%以内）

■申請方法

共同募金配分申請書【様式第1号】に次の書類を添付して申請してください。

<添付書類>

- ・ 定款、会則等
- ・ 令和7年度事業報告書
- ・ 令和7年度決算書
- ・ 令和8年度事業計画書
- ・ 令和8年度予算書
- ・ 見積書の写
- ・ 図面
- ・ カタログ
- ・ 写真
- ・ 申請施設又は団体のパンフレット

●配分申請の募集期間

令和8年4月1日（水）～同年5月29日（金）※消印有効

●申請書類の提出先及び提出部数

【左記「■対象事業」-①④⑤⑥の場合】
所在地の社会福祉協議会内にある市町村共同募金委員会へ申請書類を2部提出してください。

【左記「■対象事業」-②及び③の場合】
福島県共同募金会へ申請書類を1部提出してください。

■助成の決定

令和9年3月上旬の配分委員会において審査し、同年3月下旬の理事会・評議員会での承認を得て決定します。審査の結果、助成額が減額される場合や配分が認められない場合があります。

■助成の標示

助成事業の実施にあたっては、「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを必ず標示していただきます。

<標示の例>

- ① 建物の増改築または修繕→玄関等に亚克力プレートを設置
- ② 車両の購入→本会指定のロゴマーク等を車両に標示
- ③ 備品等の購入→備品に受配シールを貼付 …など

■スケジュール

